

議 会 運 営 委 員 会

日時：令和 7 年 6 月 1 9 日（木）

午後 1 時 3 0 分～

場所：本館 3 階 議場

事 件

1) 令和 7 年 6 月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

令和 7 年 6 月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和 7 年 6 月 2 6 日（木）午前 1 0 時開議

日程第 1	議案第 2 7 号	非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例	総務
日程第 2	議案第 2 8 号	非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	総務
日程第 3	議案第 2 9 号	選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	総務
日程第 4	議案第 3 2 号	総合体育館条例の一部を改正する条例	総務
日程第 5	議案第 3 3 号	工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）	総務
日程第 6	議案第 3 5 号	令和 7 年度熊取町一般会計補正予算（第 1 号）	総務
日程第 7	議案第 3 0 号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	事業
日程第 8	議案第 3 1 号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	事業
日程第 9	議案第 3 4 号	熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	事業
日程第 1 0	議案第 3 6 号	令和 7 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	事業
日程第 1 1	議案第 3 7 号	令和 7 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	事業

追加議事日程（案）

日程第 1 議員提出議案
第 号

日程第 2 議員提出議案
第 号

日程第 3 議員提出議案
第 号

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）
（令和7年6月3日受付、R07熊議第000199 号）
- 2) 公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）
（令和7年6月3日受付、R07熊議第000199-1 号）
- 3) 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）
（令和7年6月3日受付、R07熊議第000199-2 号）

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日には同条例への調印・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効しました。現在 94 か国が署名し、73 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2022 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば破滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないつつ侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

また、パレスチナのガザ地区でのジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止される先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することをつよく求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 日

熊取町議会

〔提出先：内閣総理大臣、外務大臣〕

公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書（案）

公益通報者保護法は、企業や行政機関における不正や違法行為を内部告発し、隠された不正を社会的に明らかにするものである。正当な内部告発者は社会正義を実現し国民の利益を守るうえで重要なことである。公益通報者を保護することは、企業者や行政機関の責務である。

しかし、勇気ある内部告発した人たちに対する報復も、後を絶たない。法の目的がいまだ達成されていないと言わざるを得ない。適正手続きを無視した降格処分の頻発、コンプライアンス意識の低下、経営陣に盲従・忖度する歪な企業風土、告発のもみ消しが状態化している。そのため通報した場合の報復等を恐れ、通報のリスク・障壁が大きく、それを覚悟して行うメリットがない、あるいは通報しても握りつぶされるという事態が認められている。

このような事態を踏まえると、通報者を保護する法体制の整備が緊急に求められる。そこで、下記の通り求めるものである。

記

- 1 通報者に対する不利益取扱いをしたことに対する行政措置の制度を設け、行政措置に従わない場合の刑事罰を設ける。さらに、不利益取扱いをしたことに対する直接の刑事罰を設けること。
- 2 公益通報者への解雇その他不利益な取扱いについて、事業者は、その正当性及び通報を理由としてなされたものではないことの立証責任を負うこと。
- 3 真実相当性の立証のための資料収集行為に対して、事業者による公益通報者への損害賠償請求を制限すること。
- 4 通報者として保護される対象として「取引先事業者」（委託業者やフリーランス等）を含めること。
- 5 事業者の体制整備義務違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けること。
- 6 公益通報受付窓口は事業者の外部への設置を推進すること。
- 7 行政機関への通報について、以下のとおり改正をすること。
 - （１）労働者等にとって身近な制度として、事業者及びその従業員らに対して周知・啓発を図る。
 - （２）通報者提出の書面の氏名等記載は「継続的に連絡を取り合うことのできる連絡先」とし、匿名による通報を保護する。
- 8 公益通報に報奨金制度等のインセンティブを付与する制度を導入する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月 日

熊取町議会

〔提出先：内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、厚生労働大臣、消費者庁長官、衆議院議長、参議院議長〕

内閣総理大臣 石破 茂 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 伊東 良孝 殿

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 一、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 一、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 一、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月 日

(案)

R07 熊議委第 000009 号
令和 7 年 6 月 1 9 日

熊取町議会議長 文野 慎治 様

議会運営委員会
委員長 大林 隆昭

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 7 年 6 月定例会閉会から令和 7 年 9 月定例会開会まで